

生駒市条例第30号

生駒市総合計画審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月9日

生駒市長 山下 真

生駒市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

生駒市総合計画審議会条例（平成12年3月生駒市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき」を「（以下「総合計画」という。）の策定及び適切な進行管理を図るため」に改める。

第2条中「応じて生駒市総合計画の策定に関し必要な事項を調査審議し、答申する」を「応じ、次に掲げる事項を調査審議する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) 総合計画に基づく施策等の取組状況及び成果の検証に関すること。

第3条第1項中「20人」を「15人」に改め、同条第2項中「次に掲げる者」を「学識経験のある者その他市長が必要と認める者」に改め、同項各号を削る。

第4条を次のように改める。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条を削る。

第7条中「審議会」の次に「又は部会」を加え、同条を第8条とし、第6条の

次に次の1条を加える。

(部会)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。